

活動報告

保険薬局における抗 HIV 薬処方箋の受け入れの現状と問題点

中村 美紀, 城 好江, 赤野 威彦, 堅田 陽介

法円坂メディカル(株) 法円坂薬局・谷町センター薬局

目的: 抗 HIV 療法 (Antiretroviral therapy, ART) は高額であり, 患者の多くは自立支援医療制度を利用している。また抗 HIV 薬処方箋の調剤報酬において薬剤料の占める割合は高いことから, 保険薬局が院外抗 HIV 薬処方箋を応需するにあたり, 患者の自立支援医療制度の更新の有無が経営に大きな影響を与えている。本研究においては, 患者の自立支援医療制度の更新の遅れを防ぐ目的の一環として, 抗 HIV 薬処方箋を応需する法円坂薬局・谷町センター薬局において 1 年間の自立支援医療制度の更新が遅れている患者数を調査した。

方法: 当薬局での平成 22 年度の薬局レセプトコンピュータの記録を分析し, 抗 HIV 薬処方箋の枚数, ならびに保険申請が保留となった件数を抽出した。

結果: 当薬局では, 平成 22 年度には, 1,673 枚の抗 HIV 薬処方箋を受け入れたが, そのうち月平均 13 名の自立支援医療制度の更新中の患者が存在し, とくに 12 月では 19 名の患者の申請手続きが遅延していることが明らかになった。

考察: 当薬局は近畿エイズ拠点病院における HIV/AIDS 診療の医療チームの一員であるにもかかわらず, 上記のような商業的リスクに晒されている。そうしたリスクを回避するために自立支援医療制度の申請手続きの啓発活動を行い, 解決困難な事例では病院スタッフとの連携を図ることが必要と考えられた。

キーワード: 抗 HIV 薬処方箋, 保険薬局, 自立支援医療制度, チーム医療

日本エイズ学会誌 15: 141-144, 2013

はじめに

エイズ診療における拠点病院での患者数の増加とともに, 抗 HIV 療法 (Antiretroviral therapy, ART) の処方箋も院外薬局で調剤される例が増加してきている。法円坂薬局・谷町センター薬局 (以下, 当薬局) は大阪市中央部に位置し, 平成 13 年より抗 HIV 薬院外処方箋を応需してきた。一般に, 保険薬局では他の患者と薬の待ち時間が重なることが多く, プライバシーの保護が重要な課題であるが, 当薬局では抗 HIV 薬院外処方箋の応需に向け, 患者のプライバシー保護のための改善策などに取り組んできた。その結果, 平成 22 年度には, 1,673 枚/年 (平成 23 年 3 月 31 日) の抗 HIV 薬処方箋を応需するまでに至り (図 1), 現在でも年々患者数の増加がみられる。

治療中の患者の多くは身体障害手帳 (免疫機能障害) を取得し, 自立支援医療制度の対象である抗 HIV 薬を院外薬局にて受け取る例が増加している。受給者証の期限は通常 1 年であり, 期限内に更新の手続きが必要となる。しかしながら, 患者のなかには, 少数ではあるが, 受給者証の期限切れでの利用例があり, その対応が問題となってきた。抗 HIV 薬は高額であり, 受給者証の発行の遅れは保

険薬局の経営に大きな影響を与えかねない。したがって, 本受給者証の発行の遅れの件数を明らかにし, それを防ぐ対策を講じることは, 抗 HIV 薬処方箋を応需する保険薬局の経営上, きわめて重要である。

本研究においては, 抗 HIV 薬処方箋を応需する当薬局において, 患者の自立支援医療制度の更新の遅れを防ぐ目的の一環として, 平成 22 年度の各月の自立支援医療制度の更新中の (更新が遅れている) 患者数を調査するとともに, その更新を促進させる対策を試みた。

方 法

当薬局での平成 22 年度の各月における薬局レセプトコンピュータの記録を分析し, 処方箋枚数・保険請求が保留となった件数を抽出した。

結 果

当薬局では, 平成 22 年度に 1,673 枚 (登録患者約 400 名) の抗 HIV 薬処方箋を応需したが, 月平均 13 名の受給者証更新遅れの患者が存在することが明らかとなった (図 2)。なかでも, 12 月においては, 19 名/月の受給者証更新滞り患者を認めた。

このなかで, 当薬局だけでは解決が困難であったが, 病院関係者との連携によって解決することができた 2 事例をあげる。

著者連絡先: 中村美紀 (〒540-0012 大阪市中央区谷町 4-3-2 法円坂メディカル(株) 法円坂薬局・谷町センター薬局)

2012 年 4 月 5 日受付; 2013 年 2 月 19 日受理

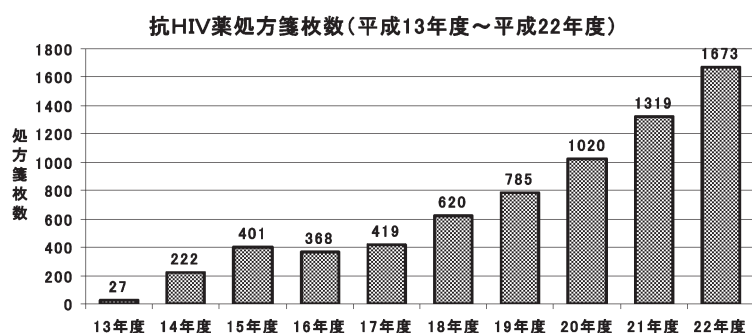


図1 法円坂薬局・谷町センター薬局における ART 処方箋枚数の経年的推移

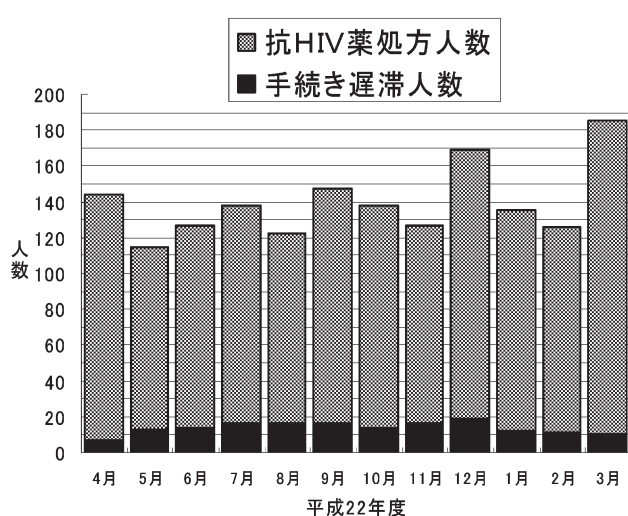


図2 法円坂薬局・谷町センター薬局における平成22年度の各月の自立支援医療更新手続き申請中の(申請が遅れている)患者数

ケース1：仕事が変わることが多い患者で、仕事を辞め社会保険から国民健康保険への切り替えをせず、いずれの保険にも所属しないまま受診したことが後日返戻で発覚した。この状態では、公費は使用できず全額自費扱いとなり45万円の請求が発生した。本患者はアドヒアランスが悪く、受診予定を3カ月経過しても来院することもなく連絡も取れなかった。そこで、当薬局は病院関係者と連携を取り、病院からも繰り返し患者へ連絡をしてもらった。結果、患者がその当時に遡って1カ月間のみ国民健康保険に加入することができた。保険請求が可能になったのは、来局より10カ月後であった。

ケース2：毎年、自立支援医療制度の申請手続きを怠る患者であり、平成22年11月に院外処方時に受給者証の更新手続き中のため保留となったが、翌年の受診予定日を過ぎても来院せず、平成23年5月には病院側が自立支援医療制度を使用せず健康保険の3割負担で清算することを決

定した。自立支援医療制度の利用であれば、患者の負担額の上限は2,500円であるにもかかわらず、更新手続きの遅れの結果、約13万円の請求となった。当薬局が病院関係者と相談のうえ、患者宅に関係書類を送り、患者は約2カ月後に来局し、当薬局は約13万円の支払いを受けた。

考 察

HIV感染症の治療では、定期的受診を生涯にわたって続け、服薬を中断しないことは健康維持にきわめて重要である。そのためにも自立支援医療制度の円滑な継続は必須である。さらに、自立支援医療制度の更新の遅れにより、当薬局は近畿エイズ治療拠点病院におけるHIV/AIDS診療の医療チームの一員であるにもかかわらず、商業的に大きなリスクに晒されていることも現実である。

自立支援医療制度の受給者証には有効期限が存在するため、更新手続きが完了するまでは保険請求をすることができない。また、薬剤が高額であるため、患者から健康保険による3割負担額を窓口で請求することは現実的には困難である。本研究調査により、当薬局においては、月平均13名の患者において、自立支援医療制度の更新の遅れが認められた。

自立支援医療制度を利用するうえでの患者側の問題点を、過去の事例より分析すると、少なくとも以下の5点があげられる。すなわち、(1)患者が自立支援医療制度の仕組みや、受給者証・自己負担上限額管理票(以下、管理票)の記載内容を理解していない。(2)抗HIV薬内服開始時に、登録した指定薬局登録とは異なった保険薬局に院外処方箋を持参するケースがある。(3)院内処方に変更された場合や他の保険薬局に登録を変更した場合に調剤料を回収することが不可能となる。(4)仕事の都合や転居のため主保険自体が変更となり、後日判明した場合は全額自費扱いとなる。(5)プライバシーの保護が他の疾患より重要であり、後日、本人と連絡を取ることが難しい。

当薬局としては、上記の問題点を可及的速やかに解決す

<受給者証>

自立支援医療受給証をお持ちの患者様は、指定薬局・期限・上限金額などの確認事項がありますので、恐れ入りますが、処方箋とご一緒に提出をお願いいたします。

内容変更及び期限切れの場合、新しい受給者証を再度提出をお願いいたします。

<自己負担上限額管理票>

自立支援医療とは、病院と薬局をそれぞれ登録していただくことが必要となり、自己負担上限額管理票は、病院と薬局で上限金額に達するまで記入しますので、毎回提出をお願いいたします。上限金額に達しましたら、患者様の自己負担はなくなります。

<申 請>

申請中の方は、自己負担金が発生する場合がありますので、ご了承下さい。領収書と受給者証を、改めて持参していただいた時に、内容を確認し、精算させていただきます。

期限切れ後の申請中を防ぐためにも、申請手続きは、期限の3ヶ月前から行えますので、期限日を確認し申請手続きしていただきますようお願いいたします。

図 3 患者向け自立支援医療利用上の注意点のご案内

る対策として、患者に手渡しする「薬局からのお願い」文書（図3）を作成・配布し、自立支援医療制度の利用あるいは更新手続きの周知を図ることとした。文書は自立支援医療受給者証の期限切れに伴い、更新手続き等で保険申請が保留となることを防止するため、まず患者自身に自立支援医療の仕組みや手続きを再度周知し、期限切れ前に手続きを完了するように再確認してもらうことを目的とした。

さらに、上述の2事例のように病院関係者と保険薬局との間で個々の患者について、必要に応じてコミュニケーションをとることにより、解決策を講じることができると考えられる。保険薬局においても、個々の患者の院外処方

導入時や問題発生時に病院関係者と密にコミュニケーションをとれる関係性を構築していくことも今後必要となると思われる。

謝辞

本報告にあたり、ご協力いただきました独立行政法人 国立病院機構 大阪医療センター HIV/AIDS 先端医療開発センター長 白阪琢磨先生をはじめ主治医の先生方、専門薬剤師の吉野宗宏先生および矢倉裕輝先生、ならびに京都薬科大学・薬理学分野准教授 奈邊健先生に深謝いたします。

Acceptance of Prescriptions for Anti-HIV Therapy in Health Insurance Pharmacy

— Current Affairs and Problems —

Miki NAKAMURA, Yoshie SHIRO, Takehiko AKANO, and Yousuke KATADA

Hoenzaka and Tanimachi Center Pharmacies, Hoenzaka Medical Inc.

Objectives : Because anti-HIV therapy (Antiretroviral Therapy, ART) is expensive, most AIDS patients receive “Health and welfare for persons with disabilities”. The drug charge accounts for high ratio of the dispensing fee. For a health insurance pharmacy accepting ART prescriptions, whether patients renew the welfare service largely affects the administration of pharmacy. In this study, in order to reduce the number of patients delaying renewal of the welfare service in future, we analyzed the number of patients who delayed to renew the welfare service in both Hoenzaka and Tanimachi Center Pharmacies for 1 year.

Methods : Receipt records in 2010 in computers of both Hoenzaka and Tanimachi Center Pharmacies were analyzed to count the total number of ART prescriptions, and to extract patients, who were pended to apply the health insurance.

Results : In 2010, our pharmacies accepted approximately 1,673 ART prescriptions. Among them, 13 patients/month in average delayed the renewal of the welfare service. Especially, in December, 19 patients were found to delay the renewal.

Discussion : Even though our pharmacies are members of a medical team of HIV/AIDS treatment in the AIDS core hospital of Kinki region, we have exposed to commercial risks as described above. In order to avoid them, enlightenment activity is required to educate patients. In difficult incidences, it should be also required to cooperate with hospital staff.

Key words : anti-HIV therapy prescriptions, health insurance pharmacy, health and welfare for persons with disabilities, team medicine